



平成 26 年 1 2 月 9 日
内閣府（防災担当）

12月5日からの大雪に係る 災害救助法の適用について 【第1報】

1. 災害の概要

12月5日からの大雪に係る被害により、徳島県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、徳島県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【徳島県】 三好市 （みよし） 美馬郡つるぎ町 （みまぐんつるぎちょう） 三好郡東みよし町 （みよしぐんひがしみよし ちょう）	12月8日	12月5日からの大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・食品及び生活必需品の給与等

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、大橋、山内
TEL 03-5253-2111（内線51359）
03-3593-2849（直通）